農林水産省職員生活協同組合員の皆さまへ

団体割引20％

自転車と歩行者との事故が急増しています!!
高額賠償への備えは大丈夫ですか？

団体自転車総合保険

（自転車総合保険・交通事故傷害保険）

職員の皆さまの「事故の相手の方に対する損害賠償責任」「ご自身のケガに対する補償」

団体加入だから
保険料が割安だね！

一時払保険料
（ＢＡ型の場合）

3,430円で
家族全員補償!!

【団体自転車総合保険に
ご加入の皆さまへ】
平成29年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、団体自転車総合保険の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

- 保 険 期 間：平成２９年１２月　１　日午後４時から１年間
- 申込締切日：平成２９年１１月１７日（金）

ご加入の手続きは簡単

すでに加入いただいている方は、自動的に継続してお取扱いします。
したがいまして、機械打ち出しの加入依頼書のプランでご継続の方は、申込書の提出は不要です。
機械打ち出しの加入依頼書は、そのまま申込書として使用できますので、加入内容を変更される方はそちらに必要事項を記載のうえ、ご提出ください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（引受保険会社）
株　式　会　社　カ　ワ　シ　マ（取扱代理店）

ご存知ですか？ 自転車事故の実態

年間の交通事故件数のうち約20%が自転車による事故となっています。

平成27年には、自転車乗用中の交通事故が 98,700件 発生。
交通事故全体に占める割合は18.4%と平成27年以降減少傾向にあるものの、
未だに２割程度で推移しています。

自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移

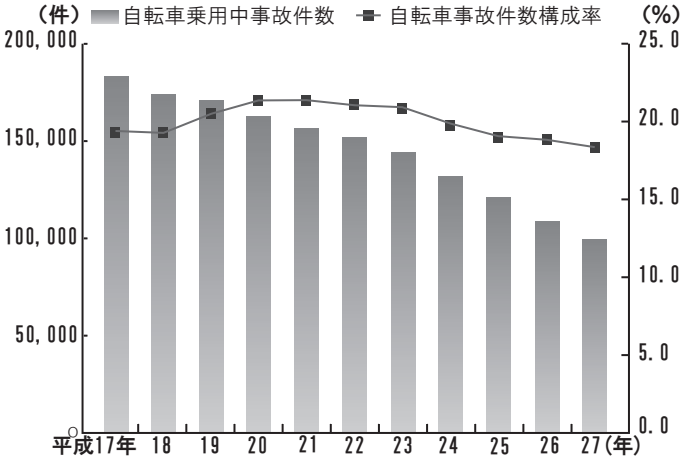

〔出典〕日本損害保険協会　知っていますか？ 自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～

自転車乗用中の年齢層別
交通事故死傷者数の割合
（平成27年）

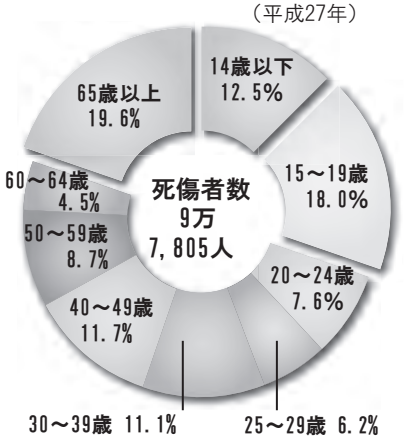

死傷者数の
半数以上が
未成年者
（30.5%）
と
高齢者
（19.6%）
になっています。

もし 自転車事故で相手に重大な障害を負わせてしまったら…

自転車事故の15%以上が加害事故であり、高額の賠償事案が発生した場合、数千万単位の賠償金の支払いを求められることもあります。

〈自転車での加害事故例〉

賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。（東京地方裁判所、平成20年6月5日判決）
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成15年9月30日判決）

※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。
〔出典〕日本損害保険協会　知っていますか？　自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～

そこで…

自転車事故による損害賠償責任やご自身のケガは「保険」があるから安心！！

自転車事故による損害賠償責任は「賠償責任補償」で、また、自分自身のケガは「傷害補償」でそれぞれ補償されます。

★補 償 の 範 囲（例）

・保険金のお支払方法等重要な事項は次ページ以降に記載されていますので必ずご参照ください。

①自転車総合保険について（日本国内のみ）

対象
本　人
配偶者
その他親族

〈傷害事故〉

自転車に乗っている間の事故

〈自転車による賠償事故〉

自転車運転中、誤って他人にケガをさせた。

②交通事故傷害保険について（天災危険補償特約セット）

対象
本人のみ

〈傷害事故〉

車にはねられたときの事故

駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間のケガ

交通乗用具に搭乗中の事故

わずかのご負担でワイドな保険に加入できます

（保険期間１年・団体割引 20%・一時払）

加入プラン		ＢＡ型	ＢＡ型＋ＢＢ型	
		自転車総合保険	自転車総合保険	交通事故傷害保険
本　人	死亡・後遺障害	４２０万円	４２０万円	４３万円
	入院保険金日額	４，０００円	４，０００円	１，０００円
	通院保険金日額	２，０００円	２，０００円	５００円
配偶者	死亡・後遺障害	４２０万円	４２０万円	
	入院保険金日額	４，０００円	４，０００円	
	通院保険金日額	２，０００円	２，０００円	
親　族	死亡・後遺障害	４２０万円	４２０万円	
	入院保険金日額	４，０００円	４，０００円	
	通院保険金日額	２，０００円	２，０００円	
賠償責任		１　億　円	１　億　円	
合計保険料		**3,430円**	**4,500円**	

《ＢＡ型＋ＢＢ型にご加入のご本人について》

◎交通事故傷害保険には、天災危険補償特約がセットされていますので、地震・噴火またはこれらによる津波によって被った交通事故によるケガも補償されます。

◎交通事故傷害保険の場合で、所定の手術を受けた場合、入院中の手術は入院保険金日額（1,000円）の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額（1,000円）の５倍の額を手術保険金としてお支払いします。

（注1）自転車によらない交通事故によるケガの場合は、交通事故傷害保険のみのお支払いになります。
（注2）自転車による交通事故のケガの場合、お支払いする保険金額は、自転車総合保険と交通事故傷害保険の合計金額になります（本人のみ）。ただし、自転車による事故であっても地震等を原因とする自転車事故の場合は、交通事故傷害保険のみのお支払いとなります。

（ご注意）
1. 加入口数は、１家族１口が限度となります。
2. 上記の「本人」はご加入者（申込者・組合員）自身であり、それ以外の方を「本人」とすることはできません。
3. その他の傷害保険契約がすでにある場合にはご加入時にお申し出ください。また、ご加入後に他の傷害保険契約をご契約する場合はご連絡ください。

●平成29年１月の保険料改定により保険料が変更となっております。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は、自転車総合保険普通保険約款、交通事故傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保 険 契 約 者：農林水産省職員生活協同組合
■保　険　期　間：平成２９年１２月１日午後４時から１年間
■申 込 締 切 日：平成２９年１１月１７日（金）
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者：農林水産省職員生活協同組合の組合員
●被 保 険 者：農林水産省職員生活協同組合の組合員
【自転車総合保険（ＢＡ型）】本人（加入者）が加入すれば、本人の配偶者やその他親族（本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
※被保険者の続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【交通事故傷害保険（ＢＢ型）】 加入した方のみが保険の対象となります。
●お支払方法：平成３０年２月に、給与控除、所定の口座からの引き落とし、もしくは直接請求のいずれかにより保険料をお支払いただきます（一時払）。
●お申込方法：下表のとおり必要事項にご記入のうえ、ご加入窓口の生協事務局までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

●中 途 脱 退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の生協事務局までご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【自転車総合保険（ＢＡ型）】
被保険者が、日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

＜急激かつ偶然な外来の事故」について＞
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
【交通事故傷害保険（ＢＢ型）】
被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
（注）次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故　②交通乗用具に搭乗中（※）の事故　③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
④交通乗用具の火災　など
（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。
●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	対象となる事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	【共通】 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為。 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。（※1） ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※2）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※3）のないもの　など 【自転車総合保険（ＢＡ型）】 ①地震、噴火またはこれらによる津波 ②自転車による競技、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。（※1）　など 【交通事故傷害保険（ＢＢ型）】 ①無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ②脳疾患、疾病または心神喪失 ③妊娠、出産、早産または流産 ④外科的手術その他の医療処置 ⑤交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 次頁へ続きます。
	後遺障害保険金	対象となる事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4％～100％）	
	入院保険金	対象となる事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）	
	手術保険金（ＢＢ型のみ）	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞　手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞　手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	通院保険金	対象となる事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	前頁から続きます。 ⑥船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑦航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑧グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑨被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故　など

（※１）「自転車総合保険（ＢＡ型）」の場合
（※２）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
（※３）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	賠償責任（注）	日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者（※）が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、１回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 （※）被保険者とは次の方をいいます。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任　など

（注）補償内容が同様のご契約（※１）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※２）。
（※１）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※２）１契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する２輪以上の車（レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の３輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

１．クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
２．ご加入時における注意事項（告知義務等）
●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

３．ご加入後における留意事項（通知義務等）

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

４．責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成２９年１２月１日午後４時に始まります。

５．事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて３０日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

（注）日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合　など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書　など
③	傷害の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、休業損害証明書、源泉徴収票　など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑥	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注１）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注２）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

６．保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

７．中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。

なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡され、被保険者がいなくなった場合は、その事実が発生した時にその家族に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって家族全員が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべきその家族の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべきその家族の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

８．保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

９．個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1．保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
□保険金額
□保険期間
□保険料、保険料払込方法
□満期返れい金・契約者配当金がないこと

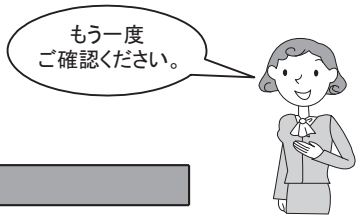

2．ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

□被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか。

3．お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

加入依頼書記入例

新規にご加入される方は、記入例をご参照ください。

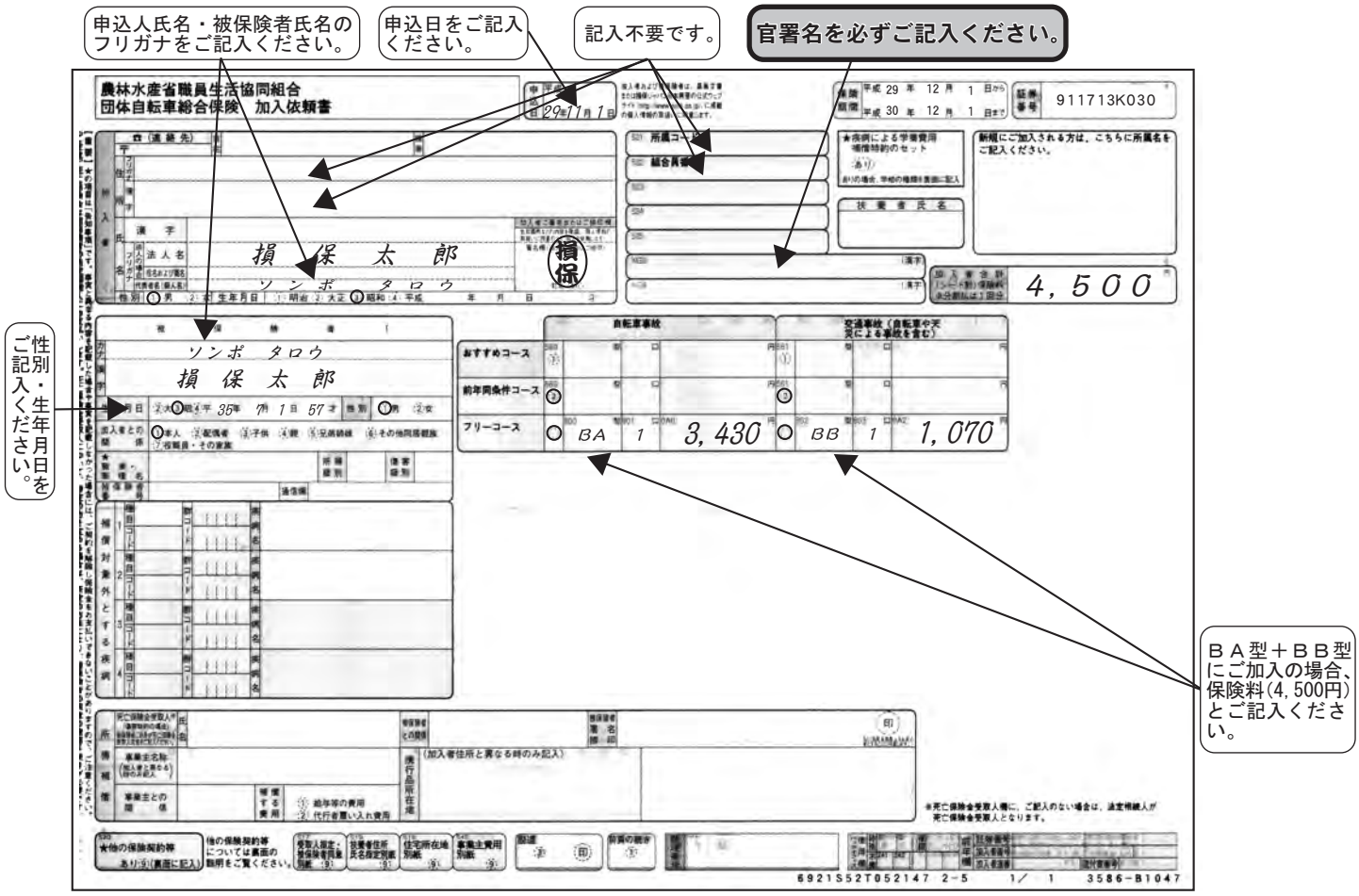

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

生協事務局

TEL ０３-５５７５-２１７０（保険）
〒107-0052　港区赤坂１－９－１３
三会堂ビル地下１階

http://www.nourinseikyou.jp

取扱代理店

株式会社カワシマ
（神田事務所）
〒100-0046　千代田区神田多町２－９
神田ＭＩＣビル４階
TEL ０３-６２０６-９５６６
FAX ０３-６２０６-４８７３
（川島　幸子）　TEL ０４-７１８３-２９１０

受付時間	平日 9:00～17:00

※このパンフレットは、電子データとして、株式会社カワシマのホームページ（http://www.ykawashima.co.jp）にも掲載しております。

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部第三課

〒１６０－８３３８　東京都新宿区西新宿１－２６－１
損保ジャパン日本興亜本社ビル１２階
TEL ０３-３３４９-５４０８
FAX ０３-６３８８-０１６２

受付時間	平日 9:00～17:00 （土日祝日 年末年始除く）

事故のご連絡・ご相談窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120―727―110

受付時間	２４時間 ３６５日対応

指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター
〔ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ〕０５７０－０２２８０８＜通話料有料＞ＩＰ電話からは０３-４３３２-５２４１をご利用ください。
受付時間：平日の午前９時１５分から午後５時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また、３か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

（承認番号：SJNK17-12096）（承認年月日：2017/09/26）KPK